

定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成13年1月19日
- 2 監査の対象 高砂市民病院所掌事務全般

3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成12年4月1日から平成12年10月31日までの間における高砂市民病院事業会計の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令、規則に従い、適正かつ効率的に執行されているか、また公営企業会計原則に基づき、市民病院の経営に係る管理が適正に行われているかを主眼にして実施した。

4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ高砂市民病院より平成12年10月31日現在における当事業会計に係る関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

市民病院事業会計の関係資料に基づき、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

病院の健全化については、本年度「第4次病院事業経営健全化計画」が終了するが、不良債務はまだ解消されず、病院の経営事態は、決して安定しているとは言えない状況である。

今後においても、市民の命と健康を守り、地域の基幹病院として医療の質の向上を図りながら、従来にもまして収益の確保と経費の節減に努め、経営の健全化と経営基盤の強化を図って行くよう要望する。

以下、今後検討を要する点も併せ、各項目について述べることとする。

(1) 現金取扱事務

前渡資金の取扱について審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

なお、通帳については、金庫内に厳重に保管しており、また通帳の残高についても確認した。

(2) 財産管理事務

管理備品及び管理財産について、固定資産台帳の抽出審査を行ったが、おおむね適正に処理されていた。

今後も、財産管理について万全を期されたい。

(3) 毒物及び劇薬等の取扱いについて

毒物、劇薬の取扱いについては、マニュアルに従い保管されていることを確認した。

しかし、毒物、劇物の持出し時の確認については、複数の者により確認するとともに、在庫の点検も定期的に行うよう要望する。

(4) 滞納整理について

滞納整理については、各戸訪問等による徴収に取り組んでいることは認めるが、公平な負担を期するうえからも、より一層の努力を望むものである。

(5) 委託事業の契約方法について

委託事業において、見積参加業者が1社あるいは2社の随意契約が多く見受けられるが、契約方法については慎重に対応されたい。

(6) 時間外勤務及び年次有給休暇について

時間外勤務、年次有給休暇について、職員間に時間数及び取得日数に不均衡が見られるが、職員の健康面に配慮し、極力均衡化するよう図られたい。